

宗像市幼児教育振興計画について

1 目的及び概要

幼児期は、人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、幼児教育に関する施策を効果的に推進するために「宗像市幼児教育振興計画」を策定する。

2 進め方

庁内に検討会議を設置し計画の原案作成を行い、宗像市幼児教育審議会に諮る。
詳細は、別紙スケジュールのとおり。

3 添付資料

- 宗像市幼児教育振興計画策定検討会議設置要綱（案）
- 宗像市幼児教育振興計画策定に関するスケジュール（案）

宗像市幼児教育振興計画策定に関するスケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育委員会			↔ 計画主旨説明						↔ 中間報告			↔ 報告
庁議提案・報告			↔ 6/2 提案							↔ パブコメ報告		↔
検討会議及びワーキング			● 検討会議 計画主旨説明	○ ワーキング 素案検討		←→ 検討	○	●		○ パブコメ回答案	● 報告	● 報告
審議会					↑ 計画主旨説明・協議			● 計画案作成			● 最終案作成	
パブリックコメント									←→ 募集			

宗像市幼児教育振興計画策定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 宗像市幼児教育振興計画の策定について、必要な事項を調整し、及び協議するため、宗像市幼児教育振興計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 宗像市幼児教育振興計画の策定について

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる課の課長で構成する。

- (1) 健康福祉部 保健福祉政策課
- (2) 健康福祉部 健康づくり課
- (3) 健康福祉部 福祉課
- (4) 教育部 教育政策課
- (5) 教育部 市立幼稚園
- (6) 教育部 子ども課

2 検討会議は会長及び副会長を置く。

3 会長は、会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 検討会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキングチームの設置)

第5条 会長は、検討会議の運営にあたり、各所掌事務の個別具体的な事項について、調査・研究するため、検討会議を構成する所属課の担当者等から構成するワーキングチームを設置することができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、教育部子ども課において処理する。

(期間)

第7条 検討会議の期間は、平成18年6月から平成19年3月までとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。